高石市外部公益通報に関する事務要領

１．目的

この要領は公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)の施行に伴い、本市において、外部労働者からの法に基づく公益通報（以下「外部公益通報」という。）を適切に処理するために必要な事項を定めるものです。

なお、本市内部職員からの公益通報は、この要領の対象とはなりません。

２．定義

「公益通報」とは労働者（公務員を含む。）が、不正の目的でなく、労務提供先等について通報対象事実が生じ又は生じようとする旨を通報先に通報することです。

３．通報対象事実

（1)　国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるものに規定する罪の犯罪行為の事実

（2)　別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが(1)の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等

４．通報相談窓口

（1)　外部公益通報に関連する総合的な相談窓口は政策推進部経済課とします。

（2)　経済課では、外部公益通報の通報先の案内や、外部公益通報に関する情報提供を行います。

（3） 経済課は外部公益通報を受けたときは、外部公益通報書（様式第１号）にその旨を記録するとともに、担当課等（法第２条第３項の通報対象事実に係る事務を掌握する組織をいいます。）を案内します。

また、担当課等が直接通報を受けたときは、当該担当課で外部公益通報書に記録します。

５．通報の受付

担当課等は通報の受付に当たっては、次の事項を確認します。

(1)　通報者の名前と連絡先

(2)　通報の内容となる事実の概要

(3)　当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合

このとき、通報者に対して通報者の秘密は保持されることを説明します。

担当課等は、通報の内容となる事実について、市が処分または勧告等をする権限を有しないときは、権限を有する行政機関を通報者に対して教示します。

権限ある行政機関が不明なときは、消費者庁の公益通報者保護制度ウェブサイト（アドレス：http://www.caa.go.jp/planning/koueki/）で検索するほか、経済課に相談してください。

担当課等は最初の通報を受け付けた段階で、当該通報の内容が外部公益通報に該当するかどうかただちに判断できない場合は、後日改めて通報者に連絡することとします。

通報を法に基づく外部公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨（情報提供として受け付けることを含む。）を、通報者に対し、外部公益通報受理・不受理通知書（様式第２号）で遅滞なく通知しなければなりません。

ただし、次の事項に該当する場合は、外部公益通報として受理しないものとする。

（1）　通報対象事実について、市が処分又は勧告等をする権限を有しないとき。

（2)　通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると認められる相当な理由がないとき。

（3)　通報内容が具体性を伴わず、明らかでないとき。

（4)　通報内容が虚偽であることが明らかなとき。

（5)　通報内容が単なる伝聞に基づくものであるなど、その内容について確認することが困難であると認められるものであるとき。

（6)　通報が匿名で行われたものであるとき。ただし、本市から連絡を受けることができる場合は受理するものとします。

（7)　前各号に掲げるもののほか通報が法に基づく公益通報に該当しないことが明らかなものであるとき。

６．調査の実施

担当課等は、外部公益通報を受理したときは、必要な調査を行います。調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されることのないよう十分に配慮します。

調査の結果、通報対象事実があると認められたときは、担当課等は速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」といいます。）を取ります。

担当課等は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、調査中は調査の進捗状況について、外部公益通報対応報告書（様式第３号）で適宜報告し、調査結果及び措置の内容を通知するものとします。ただし、通報者が希望しない場合は、この限りでありません。

７．その他

（1)　職員は自らが関係する通報事案の処理に関与してはならないものとします。

一 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者

二 通報者又は被通報者と親族関係にある者

三 通報に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得

る者

（2)　通報・相談窓口の担当職員は，自らが前号のいずれかに該当する通報を受け付けた場合，他の職員に引き継ぐ。

（3)　通報等担当者は，通報に係る事案の調査又は措置等の検討若しくは実行等の通報への対応の各業務に着手する時点で，第１号のいずれにも該当しないことを確認し，そのいずれかに該当する場合，通報等責任者に報告する。

（4)　前号の報告を受けた通報等責任者は，前号の報告をした者を当該通報に関与させてはならない。

（5)　本市は，第３号の報告を怠った者に対し，懲戒処分その他の適切な措置をとる。

（6)　通報等責任者は，通報への対応の各段階において，通報への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないか確認する。

担当課等は通報事案の処理終了後、外部公益通報書等関係書類を個人情報に配慮しつつ、保存年限の間適切な方法で保管し、経済課からの照会があった場合は適宜処理状況を報告するものとします。

附 則

（施行期日）

１ この事務要領は、令和５年４月１４日から施行します。

3.通報対象事実に係る別表

3.通報対象事実に係る別表

公益通報者保護法　抜粋

別表

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）

二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

四　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）

五　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

八　前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として政令で定めるもの

様式第１号

外部公益通報書

|  |  |
| --- | --- |
| 通報日 | 年　　 月　　 日 |
| 通報者 | フリガナ  氏名 |  | | |
| 住所 |  | | |
| 通報対象事業者 | 事業者名 |  | | 連絡先 |
| 所在地 |  | | |
| 通報者の身分 | □事業者の労働者　　□事業者を派遣先とする派遣労働者  □取引先の労働者　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）  [所属部署・派遣先等]： | | | |
| 希望する  連絡方法 | □電話：　　　　　　　　　　　□メール：  □郵送：　　　　　　　　　　　□その他： | | | |
| 通報内容 | □通報対象事実が発生又は発見した日時、場所  　日時：  　場所： | | | |
| □通報対象事業者の法令違反、又はその恐れのある行為の内容  　根拠法令：  　内容： | | | |
| □通報対象事実を知るに至った経緯 | | | |
| □特記事項 | | | |
| その他 | □通報事実を具体的に裏付ける根拠資料の有無、提出の可否  有　：書面・テープ・その他（　　　　　　　　　）　・　無 | | | |

※分かる範囲で記入してください。

※できる限り実名での通報にご協力ください。（匿名の場合、調査結果の通知等を行うため、本市から連絡を受けることができる場合のみ受理します。）

様式第２号

年　　 月　　 日

外部公益通報受理・不受理通知書

　　　　　　　　様

高石市長　　　　　 印

　　　　　年　　月　　 日付けで受け付けいたしました公益通報について、下記のとおり通知します。

記

１ 外部公益通報申出書を受理します。

２ 外部公益通報申出書を不受理とします。

（１の場合）

※ あなたが行った公益通報は、公益通報者保護法第３条（解雇の無

効）、第４条（労働者派遣契約の解除の無効）、第５条（不利益取

扱いの禁止）及び第６条（解釈規定）までの規定が適用されるため、

公益通報を行ったことにより、あなたに対する不利益な取扱いは無

効とされ、又は禁止されています。

※ あなたが公益通報を行ったことに関する秘密は、保持されるよう

適切な措置が講じられます。

（２の場合の理由）

① 当該通報等が、公益通報者保護法別表第８号の法律を定める政令

に規定する法律以外の法令等の違反によるものであるため。

② 通報対象事実について、市が処分又は勧告等をする権限を有しな

いため。

（正しい通報先： ）

③ 証拠資料の提出がない又は提出された証拠資料では不十分である

ため。

④ その他（　　　　　 ）

担当課　　　　　　部　　　　　　課

様式第３号

年 　　月 　　日

外部公益通報対応報告書

　　　　　　　様

高石市長　　　　　　 印

年　 月 　日付けで受け付けました公益通報に係る調査結果及び調査結果に基づく是正措置等について、下記のとおり通知します。

記

１ 調査実施の結果、通報に係る法令違反行為を発見しました。

（是正措置等の内容）

２ 調査実施の結果、通報に係る法令違反行為は発見されませんでした。

担当課　　　　　　部　　　　　　課